

広報とやま 令和6年(2024年)1月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

悪質なリフォーム事業者にご注意ください!



[相談例]

- 工事契約書の提示がなく口頭のみで強引に工事され、高額な工事費用を請求された。
- 工事中に不具合を見つけたと言って不要な工事をされ、追加費用を請求された。
- 工事費用を支払ったが工事予定日になっても工事が始まらず、事業者と連絡が取れなくなった。

[アドバイス]

- 突然「無料診断やってます」と訪問してきて、「異常がある」と不安をあおり、その場で契約を勧めてくる業者には注意しましょう。
- 複数の業者から見積もりをとりましょう。また、交渉時の相手の発言など、こまめに記録しましょう。
- 国が、「住宅リフォーム事業者団体登録制度」を設けて、優良な事業者を公表しています。ホームページ (<https://www.j-reform.com/reform-dantai/>) をご覧ください。
- 契約書面を受け取った日から原則8日間以内に書面か電子メールなどで通告すれば契約解除(クーリング・オフ)ができます。



「住宅リフォーム事業者団体登録制度」
マーク

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047
相談受付時間 (月)～(金) 10:00～17:30 (電話相談は9:00～17:30)
※(祝)(休)、年末年始およびCIC休館日は除く。